

平成 24 年 9 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年9月7日付け大住江総第81号により諮問のありました件について、次のとおり
答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 7 月 20 日付け大住江総第 60 号
により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議
申立ての利益を有しないと認められるので、実施機関は却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 6 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第
3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「本年度『市民活動
団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業』におけ
る①住之江区・東住吉区・平野区の計画書②住吉区・住之江区・東住吉区・平野区
の第一四半期実施報告書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関（住之江区役所）は、本件請求に係る公文書として、「平成 23 年度 事
業計画 市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづ
くり事業 事業報告書（平成 23 年 4～6 月）」（以下「本件文書」という。）を特定
した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、「法人代表者の印影」を公開しない理由
を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 2 号に該当

（説明）

法人代表者の印影については、当該団体の事業活動を行ううえでの内部管理に属
する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮するとその印影等を公開するこ
とにより団体の事業運営を損ない、当該団体の正当な利益を害するおそれがあり、

かつ、同号ただし書に該当しないと認められるため。」

なお、あわせて実施機関（住吉区役所）は平成 23 年 7 月 20 日付け大住吉市民第 68 号により部分公開決定を、実施機関（東住吉区役所）は平成 23 年 7 月 20 日付け大東住市第 24 号により部分公開決定を、実施機関（平野区役所）は平成 23 年 7 月 20 日付け大平市協第 67 号により部分公開決定を、平成 23 年 7 月 20 日付け大平市協第 68 号により不存在による非公開決定を行っている。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 8 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 他の区役所で公開されている業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）が 1 枚抜けていたので、至急回答を求めるといふ文書を担当課長に送ったところ、納入通知書が同封されてきて、納入確認が出来次第、文書の写しを送付する旨の回答があった。
- 2 公開を決定した内訳書が抜けたのは、故意による情報隠しであり、原則公開に反する。故に公開決定した全文書の公開を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人の指摘によりただちに文書の不足を認め、全部文書の公開に対応するために内訳書の写しの作成に要する費用（以下「複写費用」という。）分の納入通知書を郵送したところである。
- 2 納入があればいつでも公開実施が可能な状態ではあり、本件決定に係る全文書の公開を求める異議申立人の主張に沿う対応をとっているが、平成 23 年 9 月 7 日現在、納入確認ができておらず、公開の実施には至っていない。
- 3 内訳書の複写費用については、実施機関の処理誤りで当初に公開の実施ができなかったために追加の納入依頼をかけることとなったが、あくまでも公開文書の複写費用であり、異議申立人にその費用負担を求めたものである。
- 4 異議申立人の指摘により公文書の一部送付漏れが判明したが、今後公開請求を受けた際には、公文書の取扱いに対し十分に留意し、対象文書の確認は確実に行之、また、条例解釈・運用の手引の記載に則り、不備のないよう適切に処理していきたい。

第 5 審査会の判断

- 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関が、平成23年7月20日付けで異議申立人に納入通知書を郵送しているが、その際、内訳書の複写費用の計上を失念しており、かつ同年7月27日に異議申立人に内訳書以外を郵送し、内訳書を郵送しなかったことを理由に、異議申立人は本件決定において特定した全文書の公開を求めるとしている。

すなわち、本件異議申立てにおいては、公文書の公開の可否ではなく、上記趣旨でなされた本件異議申立ての利益の有無が問題である。

3 本件異議申立ての利益について

(1) 事実経過について

実施機関は、内訳書を対象文書として特定していたにもかかわらず、納入通知書の作成の際に、内訳書の複写費用（1面、10円）を計上せず、平成23年7月27日に異議申立人に内訳書を郵送していない。

同年8月2日、異議申立人から上記事務処理誤りを指摘された実施機関は、同日内訳書の複写費用に係る10円分の納入通知書を、異議申立人に郵送している。

なお、このことについて、両者に争いはない。

(2) 本件異議申立ての利益について

異議申立人は、上記(1)に記載された実施機関の対応に対して、本件決定において特定した全文書の公開を求めるとして異議申立てを行っているところ、実施機関が行った上記(1)に記載された事務処理誤りは遺憾であり、実施機関は今後こういったことがないように十分留意すべきである。

しかしながら、これまでのところ、異議申立人から内訳書に係る複写費用の納入がないことから公開の実施は行われていないものの、本件決定において特定した全文書について、異議申立て時点で既に、複写費用の納入があれば公開の実施を行い得る状況にあったことを踏まえると、本件異議申立ては、異議申立ての利益を有しておらず不適法となることから、取消しの可否を争うまでもなく、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、
委員 須藤陽子

(参考) 答申に至る経過

平成 23 年度諮問受理第 34 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 9 月 7 日	諮問
平成 23 年 10 月 5 日	異議申立人から意見書の提出
平成 24 年 5 月 29 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 6 月 13 日	審議 (論点整理)
平成 24 年 6 月 28 日	審議 (答申案)
平成 24 年 7 月 31 日	審議 (答申案)
平成 24 年 8 月 17 日	審議 (答申案)
平成 24 年 9 月 3 日	審議 (答申案)
平成 24 年 9 月 27 日	答申